

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 2 2 日

各市町保育所・認定こども園担当課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

保育施設における通園バスに係る安全管理の留意事項について

平素は、本県の子ども・子育て支援施策の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃より各施設の適正な管理及び指導をしていただいていることと存じます。

さて、令和 3 年 7 月 29 日の福岡県中間市での通園バスに園児が取り残され亡くなるという事故を受け、令和 3 年 8 月 16 日付け第 1392 号「保育所等における安全管理の徹底について」により各施設への事故防止及び安全対策の周知をお願いしたところです。

年度替わりの時期にあたり、別紙の「保育施設における通園バスに係る安全管理の留意事項」を職員間で共有、通園バスに備える等してご活用いただき、各施設の事故防止及び安全対策の徹底について、改めて努めていただきますようご周知をお願いいたします。